

府中市立第一中学校PTA会則

第一章 総 則

第1条 本会は、府中市立第一中学校PTAと称する。

第2条 本会の事務局は、府中市立第一中学校内におく。

第二章 目 的

第3条 本会は、会員の教養を高め相互の連携を密にし、学校、家庭、社会環境を整備して生徒の福祉増進に努めるとともに、民主教育を推進することを目的とする。

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 文化教養を高める研修をする。
2. 本校教育の推進に関し積極的に協力する。
3. 生徒の健全育成に協力し、社会教育の振興に努める。
4. 教育環境の整備に努める。
5. その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第三章 方 針

第5条 本会は、教育を主旨とする民主団体として活動する。

第6条 本会は、自主独立のものであり他のいかなる団体、機関の支配、統制、干渉も受けない。

第7条 本会は、生徒の福祉のために活動する他の諸団体および機関を協力する。

第四章 会 員

第8条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の父母または保護者と、本校に在籍する教職員とする。

第五章 会 計

第9条 本会の会計は、一般会計と特別会計に分ける。会費、事業収入および寄付金等は一般会計とし、緊急または一定期間に終了する事業に関する経理は特別会計とする。

第10条 会費は、定例総会において決定する。

第11条 本会の資産は、会則第二章の目的のため以外には使用できない。

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条 会計に関する細則は、常任委員会の議を経て定める。

第六章 役 員

第14条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長若干名
- (3) 監査委員 4 名
- (4) 常任委員 若干名
- (5) 専門委員若干名
- (6) 学級委員 若干名
- (7) 町別委員 若干名

第15条 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。役員に欠員を生じた場合は補欠選挙を行う。補欠選挙の任期は前任者の残任期間とする。役員は任期満了後も新役員決定までその役務にあたる。

第七章 役員資格および任務

第16条 役員選出および任務

1. 会長および副会長は、会員の中から互選し総会で承認する。
2. 会長は、本会を代表し会務を総括し、総会、常任委員会、全体委員会を招集する。

- 副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある時はその代理をする。
3. 監査委員は、常任委員会で推薦し、会計を監査する。
 4. 常任委員は、小学校区毎、学年毎、および各委員会毎各1名、教職員中より3名を選出し、会務活動について企画執行にあたる。
 5. 常任委員会は、常任委員によって構成し、事業計画、予算案、諸議案等を立案審議し、全体委員会に提出するとともに会務を執行する
 6. 常任委員会は、必要に応じて学級委員会、専門委員会、町別委員会を招集しまたこれらをもって特別委員会を構成し、その業務を分担させることができる。
 7. 全体委員会は、常任委員・各専門委員によって構成する。

第八章 顧問

第17条 本会は、顧問を置くことができる。顧問は元PTA役員および学識経験者の中から常任委員会の議を経て会長が委嘱する。

第18条 顧問は、常任委員会の要請により、常任委員会に出席し助言を与える。

第九章 会議

第19条 定例総会は、年一回とし、会長がこれを招集する。会長および常任委員会が必要と認めるときは、会長は臨時総会を招集することができる。

第20条 定例総会の議事は次の通りとする。

- (1) 事業報告および会計報告
- (2) 予算決算の承認
- (3) 本会役員の選出承認
- (4) 新年度事業計画の審議決定
- (5) 規約の改正
- (6) その他の必要な事項

第21条 総会は会員によって構成し、定員数は全会員の三分の一とし、表決は出席者の過半数による。

第十章 学年会・専門委員会

第22条 本会は次の会を置く。

- (1) 学年ごとに学年会
- (2) 文化専門委員会、ふれあい専門委員会、育成専門委員会

第十一章 事務局等

第23条 事務局に、事務局長および書記若干名を置く。

第24条 事務局長は会長が委嘱し、書記は事務局長が委嘱する。

事務局は、会計ならびに庶務を担当する。

第25条 本会に次の帳簿を備える。

- (1) 規約簿
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 会計簿
- (5) 記録簿
- (6) その他必要と認める帳簿

第26条 規約改正等

本会則は、昭和49年4月1日から施行する。

本会則は、一部を改正して平成元年5月1日から有効とする。

本会則は、一部を改正して平成6年4月30日から有効とする。

本会則は、一部を改正して平成8年5月2日から有効とする。

本会則は、一部を改正して平成11年4月1日から有効とする。

本会則は、一部を改正して平成13年5月1日から有効とする。

本会則は、一部を改正して平成23年4月30日から有効とする。

本会則は、一部を改正して平成30年4月19日から有効とする。

府中市立第一中学校 P T A 運営細則

第一章 会 計

第1条 会費は、定例総会の決定に基づき月額400円とする。

第2条 会費は、毎月生徒を通じて納入するものとする。

第3条 予算の補正は、常任委員会の議を経てできるものとする。

第二章 学年会および町別会

第4条 学年会および町別会、それぞれ全会員をもって構成する。

第5条 本会の目的達成のため、学年会および町別会自主的運営を認める。

第6条 学年会および町別会に、次の役員を置く。

- (1) 学年委員長1名
- (2) 学年副委員長2名
- (3) 学級委員各学級から2名
- (4) 小学校区代表1名
- (5) 小学校区副代表1名
- (6) 町別委員各小町から1～2名（17条による）

第三章 専 門 委 員 会

第7条 本会の役員で専門委員会を構成する。

第8条 各専門委員会は、次の活動を行う。

- (1) 文 化 委員会会員の全研修に関すること。
- (2) ふれあい委員会保護者としての研修に関すること。
- (3) 育 成 委員会生徒の健全育成および福利厚生に関すること。

第9条 各専門委員会に、次の役員を置く。

- (1) 専門委員長1名

第四章 旅 費 規 定

第10条 役員、会員の本会運営のため、別途旅費規程により支出する。

第五章 慶 弔 規 定

第11条 慶祝の場合は、常任委員会の議を経て定める。

第12条 弔慰の場合は、次の基準による。

- (1) 生徒死亡の場合
香典五千元と弔電を打つ会葬関係地区常任委員
- (2) 会員死亡の場合
香料参千元と弔電を打つ会葬関係地区常任委員
- (3) その他の場合は、会長との合議の上決定する。

第13条 役員の表彰および感謝状贈呈については、常任委員会の議を経て定める。

第六章 役 員 選 出 法

第14条 会長、副会長は、会員の中より選出し常任委員とする。但し、他の委員と兼務できない。また、会長、副会長は各校区より1名以上を選出する。

第15条 監査委員は、各学区より1名を選出する。

第16条 常任委員の選出に当っては、次による。

- (1) 各学年の学級委員中から1名
- (2) 各専門委員会の委員中から1名
- (3) 各小学校区別の町別委員から各1名

第17条 学級委員、町別委員の選出は次による。

- (1) 学級委員は、学級ごとに2名選出する。
- (2) 細則19条により選出された委員を含め、町別委員は小町ごとに次により選出する。

町別会員数が30名に満たないときは1名

町別会員数が30名以上のときは2名

第18条 学級委員、町別委員は重複しない。

第19条 町別委員の選出は次の通りとする。尚小町別の会員数が5名に満たない場合は、実情に応じて隣接小町と一つになって選出できるものとする。

- (1) 国府学区
高木町・・・上高木、古川、中町、開町、稲荷木
中須町・・・西之町
- (2) 旭学区
中須町・・・中之町、岡谷、東町、亀寿、旭町
広谷町・・・広谷
- (3) 栗生学区 ※令和2年度から町内会ごとに1名選出する。
栗柄町・・・東地区（嶋谷、四日市）
南地区（安江、美土路、中芝、加谷）
西地区（登路茂、名字、大門、南宮台）
北地区（用土、平井）
- (4) 南学区
府川町・・・府川1、府川2、府川3
土生町・・・土生、緑ヶ丘

第20条本細則の改廃は、常任委員会の議を経て行うことができる。

第21条本細則は、昭和49年4月1日より施行する。

本細則は、一部を改正して、平成5年4月1日より有効とする。

本細則は、一部を改正して、平成6年4月30日より有効とする。

本細則は、一部を改正して、平成8年5月2日より有効とする。

本細則は、一部を改正して、平成9年5月1日より有効とする。

本細則は、一部を改正して、平成11年4月1日より有効とする。

本細則は、一部を改正して、平成13年1月19日より有効とする。

本細則は、一部を改正して、平成13年5月1日より有効とする。

本細則は、一部を改正して、平成23年4月30日より有効とする。

本細則は、一部を改正して、平成24年4月28日より有効とする。

本細則は、一部を改正して、平成30年4月19日より有効とする。

本細則は、一部を改正して、令和2年5月1日より有効とする。

府中市立第一中学校PTA 体育芸能後援会規約

- 第1条 本会は、府中市立第一中学校PTA体育芸能後援会という。
- 第2条 本会は、府中市立第一中学校の体育芸能活動の健全な発展のため、精神的、経済的後援を行う。
- 第3条 本会の事務局は、府中市立第一中学校内に置く。
- 第4条 本会の会員及び役員は、以下の通りとする。
1. 府中市立第一中学校PTA会員をもって会員とする。
2. 府中市立第一中学校PTA役員をもって役員とする。
- 第5条 本会の総会は、PTA総会の議事と同時に行う。
- 第6条 本会の会費は、定例総会の決定により、年額2,000円とし2回に分けて徴収する。

体育芸能後援会費支出内規

- 原則として、府中市中体連行事参加の時の経費は出さない。（但し、上下町の場合は、旅費実費を出す）
- 福山地区大会、県大会（県選手権、県総体）等の参加の場合
 - 選手、補欠（正式参加人員）に宿泊費、旅費を出す。
 - 原則として新幹線は利用しない。
 - 遠距離（100km以上）の時は学生割引を利用する。
 - 人員が8名以上の場合は団体割引の手続きを取る。
 - 引率教員は出張とし、その経費は本会計以外から出す。
 - 移動は原則として公共交通機関を利用する。
 - バスを利用する場合、一部を個人負担とする。
県東部 400円 県中部 500円 県西部 700円
- 中体連以外の大会については支出しないことを原則とするが、協議して支出することもある。
- 支出方法
 - 領収書に、種目、期日、会場、人数、一人当たりの経費、総額等クラブ顧問が請求して領収する。（所定用紙）
 - 必ず参加選手名一覧を添付する。
- その他
その他の事に、体育芸能後援会費を支出する場合は協議する。
- 本内規の改廃は、常任委員会の議を経て行うことができる。
- 本内規は一部を改正して、平成28年4月22日より有効とする。
本内規は一部を改正して、平成29年4月28日より有効とする。